

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第4号</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>(解雇予告)</p> <p>第17条 <u>前条</u>の規定により非常勤職員を解雇する場合は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 略</p> <p>第18条～第55条 略</p> <p>(作成及び改廃の手続)</p> <p>第56条 就業規則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 <u>過半数代表者の選出手続について必要な事項は、東京農工大学過半数代表者選出規程に定めるところによる。</u></p> <p>附 則 略</p>	<p>第1条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>(解雇予告)</p> <p>第17条 <u>第14条</u>の規定により非常勤職員を解雇する場合は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。</p> <p>一～四 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>第18条～第55条 省略(現行どおり)</p> <p>(作成及び改廃の手続)</p> <p>第56条 就業規則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 <u>労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。</u></p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附 則 (24 経教規則第1号)</u></p> <p><u>この規則は、平成24年1月16日から施行する。ただし、第56条を改正する規定は、平成20年3月1日から適用する。</u></p>	